諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和５年８月３１日（令和５年（行情）諮問第７６４号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７７０号）
事件名：新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト業務に係る委託契約に基づいて特定会社が特定の事項に関して報告した内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和５年４月１０日付け厚生労働省発健０４１０第１号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（不存在）（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、参考資料は省略する。

（１）審査請求書

ア　本件では、特定会社が、令和３年特定月日に入札公告がなされた、「新型コロナウイルス感染のワクチン広報プロジェクト」（以下「本件広報プロジェクト」という。）において、厚生労働省に報告した、新型コロナワクチンに関する、①ネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）の報道の中で、非科学的な内容と判断したもの、②特定ＳＮＳ等のモニタリングデータをもとに分析された、ＳＮＳ上で広く拡散されている誤情報、③その他、ワクチンに関して誤情報として報告された情報（以下「本件文書」という。）について、「事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない」として、不開示になっている。

しかしながら、以下の理由から本件文書を保有していないことは考えられない。

イ　本件広報プロジェクトの仕様書（４頁）には、落札者の業務として、

「ネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）の報道の中で、非科学的な内容と判断したものについて厚生労働省に適宜報告する。」、「情報拡散の基点となっている特定ＳＮＳのモニタリングデータをもとに、特に広く拡散されている誤情報の分析を行い、厚生労働省に報告する。」とある。

そのため、新型コロナワクチンに関する誤情報を厚生労働省へ報告することは、特定会社の業務である。

また、同仕様書には、「ＳＮＳ上で拡散されている誤情報に対しては、科学的な知見に基づいた情報を国民にとって分かりやすい内容にして、厚生労働省の指示のもと、Ｑ＆Ａ特設サイト等への掲載やＳＮＳ発信を行うこと。」と記載されており、厚生労働省は、特定会社から報告された「誤情報」を認識した上で、Ｑ＆Ａサイトの更新を支持している。

したがって、厚生労働省が本件文書を保有していないことは考えられない。

ウ　以上のことから、厚生労働省が本件文書を保有していることは明白であり、早急に本件文書は開示されるべきである。

（２）意見書

ア　諮問庁が該当の文書を保有していること

（ア）本件は、令和３年特定月日公告の本件広報プロジェクトにおいて、落札者である特定会社が収集し、厚生労働省に報告した情報について、情報公開請求を行ったものである（以下「本件開示請求」という。）。

具体的には、審査請求人は、本件広報プロジェクトの契約書（参考資料１。以下「本件契約書」という。）の別添仕様書の４頁、「（５）非科学的な情報等に対する対処」に記載されている、特定会社から厚生労働省に報告された、以下のＡからＣの文書について情報公開請求を行った。

Ａ　ネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）の報道の中で、非科学的な内容と判断したもの

Ｂ　特定ＳＮＳ等のモニタリングデータをもとに分析された、ＳＮＳ上で特に広く拡散されている誤情報

Ｃ　その他、ワクチンに関して誤情報として報告された情報

これに対し諮問庁は、厚生労働省が本件文書を取得したのは、特定会社から報告書が提出された本件広報プロジェクト終了時（令和４年３月３１日）であり、本件開示請求があった令和４年３月９日時点では本件文書を保有していない旨、主張する。

しかしながら、以下で詳述するとおり、厚生労働省が、本件広報

プロジェクトの実施期間中（令和３年７月２６日から令和４年３月３１日）に本件文書を、特定会社から取得していることは明白である。

（イ）「誤情報」に関する厚生労働省の関与

Ａ　まず、本件仕様書（参考資料１）の別添仕様書４頁、「（５）非科学的な情報等に対する対処（ア）マスメディアへの対処」には、マスメディアで報道された誤情報等への対処について、次のように定められている。

ａ　ネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）の報道の中で、非科学的な内容と判断したものについて厚生労働省に適宜報告する。

ｂ　また、明らかに非科学的な内容に対しては、厚生労働省の指示に従い適切に対処する。

ｃ　具体的には、特定会社は、メディアへの申し入れ（書面または面談）やメディアへ提出する資料の作成を行う。

ｄ　また、必要であれば、厚生労働省の指示のもと、Ｑ＆Ａ特設サイト等への掲載やＳＮＳ発信を行う。

Ｂ　次に、ＳＮＳ上で広く拡散されている誤情報等への対処としては、次のように記載されている（参考資料１）の別添仕様書４頁、「（５）非科学的な情報等に対する対処（イ）ＳＮＳ上で拡散されている誤情報等の対処」）。

ａ　情報拡散の基点となっている特定ＳＮＳのモニタリングデータをもとに、特に広く拡散されている誤情報の分析を行い、厚生労働省に報告する。

ｂ　正しい情報を発信する必要があると厚生労働省が判断したものについては、Ｑ＆Ａ特設サイトや厚生労働省ＳＮＳに掲載する原稿の原案について特定会社が作成する。

ｃ　そして、特定会社が作成した原案について、厚生労働省の科学的な知見に基づくファクトチェックを経た上で、Ｑ＆Ａ特設サイト掲載や厚生労働省ＳＮＳを通じて投稿する。

Ｃ　以上のとおり、マスメディアやＳＮＳで拡散されている誤情報等については、特定会社から、厚生労働省に報告され、厚生労働省の指示に基づいた対応や、厚生労働省によるファクトチェックが実施されている。

したがって、本件広報プロジェクトが実施されている期間中、厚生労働省に対し、訴外特定会社が収集した「誤情報」が報告されていることは明らかである。

（ウ）具体的な「誤情報」の収集

本件広報プロジェクトにおいて収集され、厚生労働省のＳＮＳで注意喚起がなされた具体的な「誤情報」は次のとおりである。

まず、本件広報プロジェクトの実施中である令和３年９月７日、厚生労働省は特定ＳＮＳにおいて、注意が必要な誤情報等を周知する投稿を行っている（参考資料２）。

上記投稿に記載されたＵＲＬには、「新型コロナワクチン（ｍＲＮＡワクチン）注意が必要な誤情報」と題する資料が添付されており、「ワクチン接種が原因で多くの方が亡くなっている。」等の、厚生労働省が「誤情報」と判断した情報の一覧が掲載されている（参考資料３）。

さらに、参考資料３には、それぞれの誤情報等に対する「正しい情報」が記載されており、「※詳細はこちら」として、厚生労働省Ｑ＆Ａ特設サイトへ誘導される仕組みとなっている（参考資料３の「正しい情報」欄）。

そして、厚生労働省の新型コロナワクチンＱ＆Ａ特設サイトには、以下のとおり、当該誤情報等の誤りを正す、「正しい情報」が記載されている（参考資料４～参考資料１３）。

	参考資料３で紹介されている誤情報等	Ｑ＆Ａ特設サイトでの解説
①	遺伝子組み換え技術が使われており、ワクチン接種により遺伝子（染色体）に変化を生じさせる。	参考資料４
②	ワクチン接種が原因で多くの方が亡くなっている。	参考資料５
③	ワクチンが不妊症の原因となる。	参考資料６
④	ワクチン接種が流産の原因となる。	参考資料７
⑤	ワクチン接種により不正性器出血（不正出血）や月経不順が起こる。	参考資料８
⑥	ワクチン接種で（接種した本人や周囲の人が）コロナウイルスに感染する。	参考資料９
⑦	ワクチンを接種した人が変異ウイルスに感染すると重症化しやすい（抗体依存性感染増強〔ＡＤＥ〕になりやすい）。	参考資料１０
⑧	通常の臨床試験（治験）のプロセスが省略されている。	参考資料１１
⑨	臨床試験（治験）が終わっていないので安全性が確認されていない。	参考資料１２

⑩	動物実験でワクチンを接種した全ての動物が死んでいる。	参考資料１３

（エ）厚生労働省が本件文書を保有していること

以上のとおり、本件広報プロジェクトの実施期間中に、特定会社が収集した「誤情報」が、厚生労働省へ報告され、厚生労働省のファクトチェックを経て、誤情報に関する「正しい情報」が厚生労働省ＳＮＳやＱ＆Ａ特設サイトに掲載されたことは明白である。

厚生労働省は、遅くとも参考資料３が投稿された令和３年９月７日時点で、参考資料３に掲載された誤情報の発端となったＳＮＳやマスメディアでの報道に関する情報を保有しているはずである。

なお、本件契約書（参考資料１）の別添仕様書５頁、「７．成果物」では、本件広報プロジェクト終了時に提出される報告書以外にも、「その他、厚生労働省と協議の上、必要と判断された成果物は、別途提出すること。」とされている。そのため、本件広報プロジェクト実施中に、厚生労働省が本件文書を取得していることは、本件契約書の記載とも矛盾しない。

イ　結語

以上のことから、特定会社から報告を受けた、誤情報を含むマスメディアの報道内容やＳＮＳ上での言説、誤情報を報道したマスメディアに提出した資料（本件契約書（参考資料１）の別添仕様書４頁、「（ア）マスメディアへの対処」５行目）等を、厚生労働省が保有していることは明白である。

よって、諮問庁の原処分は違法なものであって、本件文書は早急に開示されなくてはならない。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和４年３月７日付け（同月９日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

（２）これに対して、処分庁が令和５年４月１０日付け厚生労働省発健０４１０第１号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、同年５月１７日付け（同月１８日受付）で本件審査請求を提起したものである。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

３　理由

（１）原処分の妥当性について

本件開示請求に係る行政文書は、「『新型コロナウイルス感染症のワ

クチン広報プロジェクト』業務一式」に関する委託契約に基づいて、受託者である特定会社が収集し、厚生労働省へ報告した①ネットメディアを中心とする主要メディアの報道の中で、非科学的な内容と判断したもの、②特定ＳＮＳ等のモニタリングデータをもとに分析された、ＳＮＳ上で特に広く拡散されている誤情報、③その他、ワクチンに関して誤情報として報告された情報である。処分庁は、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室において対象となる行政文書を探索し、事務処理上作成又は取得した事実はなく、当該文書を保有していないことを確認した。

諮問庁として、改めて確認したところ、本件開示請求は本件委託契約の仕様書に定める事業内容に関わるものと考えられるところ、当該事業は特定会社が実施するものであり、取りまとめた成果物は令和４年３月３１日までに提出することとされており、本件開示請求がなされた令和４年３月９日時点において、厚生労働省は当該成果物を取得しておらず対象となる行政文書は存在しなかった。

（２）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、厚生労働省が本件文書を保有していることは明白であり、早急に本件文書は開示されるべきである旨を主張するが、開示請求に係る行政文書を保有していないことについては上記（１）で述べたとおりであり、その主張は失当である。

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和５年８月３１日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月２９日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　令和６年９月１１日　　審議
⑤　令和８年９月１４日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施及び審議
⑥　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）審査請求人は、本件広報プロジェクトの仕様書において、（ｉ）ネットメディアを中心とする主要メディアの報道の中で、非科学的な内容と判断したものについて厚生労働省に適宜報告すること、（ⅱ）特定ＳＮＳのモニタリングデータをもとに、特に広く拡散されている誤情報の分析を行い、厚生労働省に報告すること等とされており、本件広報プロジェクトが実施されている期間中、厚生労働省に対し「報告」が行われていることは明らかである等と主張する。

当審査会において、本件契約に関する仕様書を確認したところ、審査請求人の主張するとおり、本件広報プロジェクトについては、成果物である報告書以外にも、厚生労働省に対して報告等を行うこととされていることが認められる。

（２）当審査会事務局職員をして、本件対象文書を保有していないとする理由について、諮問庁に対して確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア　特定会社が厚生労働省に報告していた事項は、新型コロナワクチンの情報でＳＮＳ上において反響が大きいと判断された投稿等（「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」メディアレポート）であり、ネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）の報道の中で「非科学的な内容と判断したもの」、「情報拡散の基点となっている特定ＳＮＳ等のモニタリングデータをもとに分析した、ＳＮＳ上で広く拡散されている誤情報」や「ワクチンに関して誤情報として報告された情報」といった、同社が非科学的な内容であるかという点や誤情報であるかという点について分析・判断したものは報告されていないため、不存在である。

イ　審査会事務局からの照会を受け、厚生労働省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（３）当審査会において、諮問庁から上記（２）「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」メディアレポートの提示を受けて、その内容を確認したところ、諮問庁が特定会社から報告を受けていた事項は、新型コロナワクチンの情報でＳＮＳ上において反響が大きいと判断された投稿等であり、非科学的な内容や誤情報であるかという点について同社が分析・判断したものは報告を受けていないとする上記（２）アの諮問庁の説明に不自然・不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、上記（２）イの探索の範囲等にも問題があるとも認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認

められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

処分庁は、令和４年３月７日付け（同月９日受付）の開示請求に対して、法１０条２項を適用して開示決定等の期限の延長を行わず、令和５年４月１０日付けで原処分を行っている。このことは、法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は適切な対応が望まれる。

５　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

本件対象文書

令和３年特定月日に、厚生労働省と特定会社との間で契約された、「件名：『新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト』業務一式」に関する委託契約（以下、「本件契約」という。）に基づいて、特定会社が収集し、厚生労働省へ報告した以下の①～③の内容がわかる資料一式。

① ネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）の報道の中で、非科学的な内容と判断したもの

② 特定ＳＮＳ等のモニタリングデータをもとに分析された、ＳＮＳ上で特に広く拡散されている誤情報

③ その他、ワクチンに関して誤情報として報告された情報